

番 号 : 151081

国 名 : スリランカ

担当部署 : 農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

案件名 : 認証野菜種子生産システム強化プロジェクト (野菜種子収穫後処理技術)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 野菜種子収穫後処理技術
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年1月下旬から2016年4月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.40M/M、現地 1.40M/M、合計 1.80M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	42日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月6日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)

をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 20点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 14点
 - ④その他学位、資格等 14点
- (計100点)

類似業務	野菜種子生産(特に種子収穫後処理)に係る各種業務
対象国/類似地域	スリランカ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

スリランカにおいて、国内総生産（GDP）に占める農業セクターのシェアは12%に留まるが、依然として国内労働人口の32%を抱えている。また、貧困層の8割は農村地域に居住しており、貧困層の所得向上のためには農業セクター振興が重要である。スリランカ政府は、独立以来、主食であるコメの国内自給達成を目標に掲げ、優先的に取り組んだ結果、2008年以後は国内自給を達成するようになってきている。その一方で、コメ以外の作物では輸入依存度が高く、政府は、食料安全保障及び輸入による外貨流出の低減、さらにはコメ作りに依存する農業のリスクを分散し農業所得構造を多様化させる政策を導入し、コメ以外の穀類や豆類（OFC: Other Field Crops）、野菜の推進や生産性向上を目指している。

スリランカの中長期国家開発計画では、OFC及び野菜の自給率の改善にあたっては、質の高い種苗が使われていないことが農業分野の重要な課題であると指摘している。プロジェクト計画時、スリランカは毎年約250トンの野菜種子を輸入しており、国内の種子生産量は90トンであった。国内産種子の中でも、農業局に品質を認証された認証種子の割合は野菜種子の全供給量のうち4～35%に留まっていた。

このような背景のもとスリランカ政府は、質の高い野菜種子の生産技術を普及し、農業生産性と質を向上させることを目的とした技術協力プロジェクトの実施を日本政府に要請した。JICAは2012年5月から2017年5月までの予定で、農業省農業局をカウンターパート（C/P）機関として「認証野菜種子生産システム強化プロジェクト」（以下「プロジェクト」）を実施中であり、現在3名の長期専門家（チーフアドバイザー、種子生産、業務調整/研修）を派遣している。プロジェクトでは、1) 種苗開発センター（SPMDC: Seed and Planting Materials Development Center）による野菜種子生産計画策定及びマネジメントの改善、2) 官民の野菜種子生産技術の向上、3) 官民の野菜種子認証プロセス・技術の改善に取り組んでいる。

プロジェクトでは上記「2) 官民の野菜種子生産技術の向上」において、種子生産技術に係る講義と実習を組み合わせた実習を栽培シーズン（ヤラ期、マハ期）を通じて開催している。本分野では長期専門家による技術移転を主としつつ、2015年10月から11月には短期専門家を派遣し、種子生産技術における課題の分析、適正技術の提案、研修内容の改善等を行ってきた。

一方で、種子収穫後処理技術に関しては講義で触れるのみで、研修日程上の都合やリソースパーソンの不在により実習は行われていない。収穫後種子の夾雑物の除去やその他選別に関しては作業の効率性、精密性向上の観点から各種選別機材をプロジェクトで供与することで対応しているが、収穫から調整までの間の知見や技術は種子生産者の中でも欠如しているのが現状である。種子の収穫後初期段階に、生産者レベルにおける適切な処理が施されていないことを主な原因とする種子の発芽不良の問題も指摘されており、収穫後の種子の乾燥、貯蔵等に係る適切な知見・技術を種子生産者の間に定着させることが種子の品質向上に必要であるとされている。

7. 業務の内容

本業務は、2014年9月に実施した中間レビュー調査の提言に基づき、官・民の野菜種子生産技術向上に向けた取り組みが進む中で、種子収穫後処理に関する課題を整理し、現地において適用可能な収穫後処理技術をC/Pとともに検討する。そのうえで、種子生産マニュアルの精査、収穫後処理にかかる研修の実施を行うことで、種子生産技術研修を強化することを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2016年1月下旬～2月上旬）
 - ① 既存・関連資料の収集・整理・分析を行い、本業務の実施に必要な情報を把握する。
 - ② ①を踏まえ、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部に提出・説明する。
- (2) 現地派遣期間（2016年2月上旬～3月中旬）
 - ① 現地業務開始時にC/P機関及びJICAスリランカ事務所に、ワークプランを提出し業務計画の確認を行う。
 - ② プロジェクト対象である4カ所の政府種子生産農場（アルッタラマ、クンダサーレ、ニカウ

エラティヤ、マハイルパラマ)、民間の種子生産農場、官民の契約種子生産農家の圃場をC/Pと共に訪問し、種子収穫後処理における現状を確認し、課題を分析する。

- ③ ②の分析結果を踏まえ、C/Pと協議を行い、現場で適用可能な種子収穫後処理技術をとりまとめる。
- ④ プロジェクトが作成した種子生産マニュアルの収穫後処理に関連する項目をC/Pと共に精査し、③で検討された技術を反映させる。
- ⑤ プロジェクトが実施している官民種子生産者を対象とした種子生産研修の収穫後処理に係る部分を見直し、指導内容・方法を精査したうえで、教材を作成する。
- ⑥ プロジェクトが実施している官民種子生産者を対象とした種子生産研修において、C/Pと共に収穫後処理技術の指導を実施する。
- ⑦ 活動の成果に基づき現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAスリランカ事務所に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間(2016年3月下旬~4月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部に提出・報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。それぞれ、体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出すること。

なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(和文3部: JICA農村開発部、JICAスリランカ事務所、プロジェクトチーム、英文4部: C/P機関、JICA農村開発部、JICAスリランカ事務所、プロジェクトチーム)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書(英文5部: C/P機関2部、JICA農村開発部、JICAスリランカ事務所、プロジェクトチーム)

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書(和文3部: JICA農村開発部、JICAスリランカ事務所、プロジェクトチーム)

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ その他

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田⇒コロンボ⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年2月7日~3月19日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（全て長期専門家）。

- ・ チーフアドバイザー
- ・ 種子生産
- ・ 業務調整/研修

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・ プロジェクト基本情報
<http://www.jica.go.jp/project/srilanka/005/index.html>
- ・ 詳細計画策定調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12121406.pdf>
- ・ 中間レビュー調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12231304.pdf>

②本業務に関するその他資料は、JICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（03-5226-8419）にて配布可能です。

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上